

裁判員等経験者の意見交換会議事録

司会者：裁判員等経験者の皆様，本日はお忙しい中，意見交換会に参加していただきましてありがとうございます。

それでは，これから意見交換に入りたいと思います。本日の話題事項ですけれども，まず1点目として裁判員裁判に参加しての全般的な感想，印象。2点目が選任手続，審理，評議における感想，意見，最後に，これから裁判員となられる方へのメッセージをお願いいたします。

まず，全般的な感想，印象についてお話をしていただきたいと思います。私から，裁判員等経験者の方がそれぞれ担当された事件について，大まかな内容を説明させていただきます。その後，全般的な感想，印象についてのお話を伺います。

1番さんと2番さんですが，担当された事件は精神障害のある被告人が妄想の影響により自殺を決意して自宅に放火した事案です。責任能力については事件当時，心神耗弱であったことは争いがない事件でした。御家族や精神鑑定をされたお医者さんの証人尋問，それから被告人質問などがありました。

裁判員等経験者 1：私は裁判所とは縁がないと思っていたのです。しかし，中に入らせてもらってそういう事件に直接関わらせていただきまして，本当に一生のうちで一番いいときだったと思っています。

裁判員等経験者 2：私は，学生時代に，法律を少しだけかじった経験があります。裁判所から選任手続を経て，抽選で選ばれたときは，本当に宝くじが当たったと言ったら大げさですけれども，何かすごく始まったんだなという感じでした。それで実際の裁判は，やったことも当然見たことも全くございませんし，どういうふうな手続でやるのかなと思いました。それから，我々は本当に素人ですので反対に裁判の邪魔をしに来てるのかなという感じを最初受けましたが，裁判長の方からうまく導いていただいて，前に進めていただいて最後に結論を出すというふうなところまで，時間内にうまくできたのかなという感じ

を持ちました。

事件については、やっぱり妄想とか精神的にちょっとというふうな点をどう
いうふうに見るか、どれぐらいの程度を減刑するのかなというところが大変難
しいところでした。被告人は罪を認めておりますし、反省もしておりますし、
幸いにして人も亡くなっておりませんし、裁判員にとっては、人が亡くなった
とか残虐な犯罪とか被告人が否認している事件ではなかったもので、刑の程度を
どういうふうにするのかなというところだけが争点だったと思うので、初めての
の私たちにとっては余り大きなストレスがなく、できたことが良かったのかな
と思いました。

司会者：3番さんが担当された事件は被告人が帰宅途中の被害女性にわいせつな
行為をしてけがを負わせたという強制わいせつ致傷の事件でして、事実関係に
は争いがなく情状、要するに量刑が争点となった事件ということによかったで
しょうか。

裁判員等経験者3：今説明いただいたとおり、担当したのはわいせつな事件でし
た。そのときは、6名の裁判員と2名の補充裁判員の中に女性が3名おりました
て、やはり女性は、別にそういう事件に遭ったことはないですけども、何と
なく自分がとか、そのときにいた自分に置きかえるというか疑似体験的な部分
で話を細かくされると、つらい部分というか、いたたまれないような気分もあ
ったんですけども、でも本当に真面目に皆さん、評議の中で話をされていた
ので、雰囲気としてもすごく意見を言いやすい感じだったので、いたたまれな
い思いをしつつも言いたいことが言えたなど印象に残っています。

あと、仕事をしているので、裁判員になるために「この間、お休みをいただ
きたい」とお話を上司にしたんですけども快く送り出してはくれたんですが、
後から聞くとかなり心配していたらしくて、大丈夫なのかと。多分、どんな事
件かがわからないままに参加することになっていたもので、うわさに聞くような
悲惨な写真を見せられて、後に精神的ショックを受けるんじゃないとか、そ
んなことを心配していたと後から聞きましたが、事件的にはそういうものでは

なかったので安心してもらいました。

司会者：4番さんが担当された事件は被告人が実行犯らと共謀して、実行犯が被害者の方の自宅に押し入って被害者を殴るなどして金品を奪ってけがを負わせた、そういう事件でした。事実関係に争いはなくて、争点は量刑だったという事件ですね。この実行を担当した共犯者の証人尋問がなされた事件だったということです。

裁判員等経験者4：始めに私が裁判員に、まさか自分になるとは思いませんでした。正直、裁判所は自分にとってはやっぱり敷居が高い場所だなと、どういふ話をするのか、どういふふうな流れでどういふふうに裁判は進められていくのかが正直、わからなかったので不安が大きかったんですけども、裁判官の方がすごくわかりやすく説明してくださって、それからその実行犯の話もいろいろ聞きながら、皆さん裁判員の人と話し合っていたんですけども、やっぱり6名の方がいるとみんな違う意見を言っていることがあって、「こういう意見があるのか」「そうや」というような感じで、やっぱり自分が今まで考えていた価値観が、こういう考え方の人がいるんやという形でちょっとひっくり返されるようなこともありまして、自分にとってはすごくいい経験だなと思いました。

司会者：5番さん、6番さんの事件は、被告人が同居している元妻の方を殺害した事案でした。この事件についても事実関係に争いがなく、争点は量刑ということでした。

裁判員等経験者5：最初はかなりの緊張感があって発言することに対してすごく、やはりプロの方がおられるので、もし発言を、一つ一つしたときに、こいつは何を言っているんだという目で見られるんじゃないかという思いで、やはり怖かったという思いがあります。しかし、裁判所から同じ方向に一緒に帰る方がおられ、その人と、我々も選ばれた以上はやっぱり義務を果たさねばならないし、頑張ろうという話になって、恥ずかしかったら恥ずかしくても別にプロではないので、多種多様な方が来て多種多様な意見を聞きたいのだなという

思いで発言をしていきました。私が担当した事件は、被告人が高齢で、やはりこれからの高齢化社会を踏まえて法律だけではなく我々の価値観で、自分たちの思いを発言できて、大変勉強させていただいたと思っております。

裁判員等経験者 6：事実関係に争いがなくて量刑を決めていく作業をしていく中で、家族内での事件でしたので動機の面ですとか、被告人であったり、それを取り巻くその同居している家族の皆さんが実際どういうふうな言動を普段していて、実際家族の中で追い詰められていったのか、それとも被告人が一方的に自分で自分の殻に閉じこもってしまったのか、それとも両方なのかというところが最後までわからないまま判決まで行ってしまったなというところはありません。それはしょうがないことかもしれないですけども、そういった中で量刑を決めていくのがすごく難しいなと思いつつやっていました。

司会者：今、一通り御意見を伺いましたけれども、本当に皆さんいろいろ大変な事件を担当されて、そして裁判員としてちゃんと意見を述べられるように、努力していただいたことを改めて感じました。

次に、裁判員の選任手続、審理日程についての感想・御意見を伺いたいと思います。この選任手続ですとか、審理の日程などについて、裁判員が参加しやすいように何か改善したほうがいいんじゃないかというような点がないのかどうかですね。お話をお聞きいたします。

裁判員等経験者 1：裁判員の日程ですけど、私のような専業主婦は全然差し支えはありませんでしたが、やっぱり続けてあったほうがよかったと思います。

延びると、私のように高齢になりますと忘れてしまってもいけませんのでね。感動が心に残っているときに続けていただいたのがとても良かったと思っております。

裁判員等経験者 2：この選任手続と審理日程というところからちょっと外れるかもわからないですけども、手続については自宅に、「裁判所に何月何日、来てください」ということで、それについては全然問題ないかなと思います。その手続に来て、裁判員に決まりました、それから裁判が始まるまでに2週間ぐ

らいあったんですね。2週間ぐらいが一番妥当なところかなと。決まってすぐまた裁判が始まりますとなると、ちょっとそれも周りへの都合も、段取りをするのもなかなか難しいのかなと。今回2週間ぐらいあったので、ちょうどいい感じかなと。あまり長過ぎても先ほど言われたように、何か忘れてしまうようなことはないかとは思いますが、私にとっても2週間ぐらいがちょうどいいのかなという感じには思いました。

これはちょっとこの話題とは外れているかもわからないですけども、会社で裁判員に選ばれたのが私が初めてでして、会社に休みをもらうのが5日間だったんですけども、その会社に理解してもらうことがなかなかできませんでして、休むに当たっては自分の休暇を使って休みなさいというふうなことで、全く相手にされていなかったというふうなことでした。

私のその裁判員が終わった後に、裁判所の方がもしその会社に、そういうふうなことが必要であれば、裁判所から、広報に出向きますよというふうな話もいただいたんですけども。それがあったかなかったかは私もわかりませんが、最近になって会社のルールが変わりまして、ちゃんと特別休暇が必要な日数だけ出るということがあったので、良かったのかなと思いました。だから、その辺の広報ももうちょっと進めていただいたらなと思いました。

裁判員等経験者3：私は、「選任手続に来てください」という通知をもらってから、実際に来る間何日ぐらい空いていたかちょっと覚えていないですけども、実際には仕事の上司とか周りに「これだけの日数を休みたい」と伝えたり、仕事の段取りとかアポの調整をしたりとかするのはちょうどよかったかなという期間だと記憶しております。あまり空くと、逆にその間にいろいろな予定が入ってきて身動きが取れなくなってお断りということになりかねなかったのかなと思いますので、期間的にはよかったかなと思います。

審理の日程については、私は4日間という日程で、内容からすると多分これ以上評議をしてもみんなの思いは多分変わらなかったんだろうなという思いもあるんですが、果たしてこれでよかったのかしらというのがありまして。

というのも、被告人が最後まで自分がなぜそれをしたのかがわからない、そこがわからないままに審理していて、ずっともやもや感があって、なのでこの日程で本当によかったのかなど、当時はそのように感じたのを覚えています。

裁判員等経験者 4：選任手続の通知が届いてから来てくださいというまでの期間は、私の職場に関してはそういう休暇とかの福利厚生がしっかりしているところなのか、そういう規定がありまして、上司に相談すると「そういう規定があるから、上に届けたら問題ないよ」という形であとは周りの人との兼ね合いにちょうどいい期間だと思いました。

選任手続のときに、どうせ選ばれないんだろうなという思いで行って見たら、私のときは21人しか来られていなくて、そのうち8人を選ぼうという状態だったんですよ。やっぱり候補者名簿に載っていますという通知が来たときに辞退する人もいるんでしょうけど、選任手続のときまでに大分人は減るんだなという印象は受けました。

審理日程についてですけども、私のときはもう詰めて、審理とか最後の評議まで詰めてして、2日ほど空けて判決を言いますという形だったんですけども、私は、詰めてしっかりみんなで話し合うほうが話し合いの熱も冷めずに、意見を交換したりすることができたので良かったなと思いました。

裁判員等経験者 5：選ばれるまで2週間あったので、ただ私も上司なので、自分が一番上だと部下に押しつけるので、その辺は苦労しました。特に私は教育関係者だったので、裁判が3月、ちょうど受験だったんですよ。それがちょっと大変でした。それでも何とか皆さんの御了解を得て、生徒さんの御了解も得て何とか行きまして、良かったなと思います。2週間いただいたのが良かったと思います。長過ぎると反対にまた困る問題も起こると思うんです。我々も4月になると忙しくなってしまうので、それは各業種によって違うと思うのですが、私の意見はそうです。

審理日程ですが、雰囲気のにまれないようにするために1日か2日、自分でもう一度これで正しいのかと考え直してみたいというのをよく考えていまし

た。自分の判断でよかったのかな、この刑にしてよかったのかな、やっぱり家に帰って何回も考えてしまいました。ですから、やはりインターバルを置いてくれたほうが私としてはいいと思います。

裁判員等経験者 6：選任手続であったり、その審理や評議の日程については特に問題なくといいますか、会社でも休暇の制度があり、またそのチームの中でも理解はしていただいていたので、特に問題なく参加することができました。ただ、2番さんがおっしゃったように、会社の中での理解であったり制度がないとちょっと厳しいものがあるのかなとすごく感じたので、その辺りはやはり広報活動等をしていただければなとは思っています。

司会者：それでは次に、審理の内容に入りたいと思います。証拠調べに入るときに、まず検察官、弁護人から冒頭陳述といって当事者が証拠調べの中でどのような事実を立証しようとしているのかについてのお話があったと思います。この検察官、弁護人の冒頭陳述について何か気付かれた点ですとか、もっとこうすればよかったんじゃないかというような点があればお話を伺いたいと思います。あと何か、内容の点で非常にわかりづらいとかいうお話があればお聞きしたいと思います。

裁判員等経験者 1：冒頭陳述を以前から映画やテレビなどで見ていたときに何かしつこいなと思ったんですけど、実際に裁判員として座らせてもらって、必要であるなど感じました。被告人のとても疲れ切っているという姿を見て、やっぱりそのように優しくわかりやすく言ってあげることは大事だなと思いました。私たち座っているほうも、それを感じてよくわかりました。それだけです。

裁判員等経験者 2：裁判長からこういうような冒頭陳述等々が始まる前に、最初に裁判員と裁判官で打ち合わせをするというふうな、こういうふうな感じで進めますからねという話がありました。そのときに、裁判員が入らない裁判は検察官、弁護人、裁判所の裁判官の方でやるというふうなことで、専門的な話をどんどん進めていって、反対に物事がとんとんと進んでいくというふうな

形だけれども、裁判員裁判になると、当然素人の方がたくさん入ってくるので、検察官も弁護人も丁寧な話というんですかね、かみ砕いた説明ということになるから、安心して聞いてくれたらいいよというふうな説明がありまして、そうなのかというふうなところで参加しました。結果もそんなに難しい話はなく、検察官も弁護人も本当に我々のような裁判員として初めて参加した人にもわかりやすいような説明があり、難しい専門用語が出てきたわけでもなく、その辺についてはわかりやすかったのかなと。ものすごく気を遣っているというか、ものすごく配慮をしてくれているのかなとは感じました。

裁判員等経験者 3：冒頭陳述については特に当時もわからないことがあったとか、そういう感じの印象を持っていませんでした。検察官側、弁護人側からもそれぞれメモみたいなものをいただいて、その上で説明していただいて、被告人は自分がやったことを認めていたので内容的には大きな差はなく、ただ見る側が違うんだなという、そういう感じでかなり自分的には客観的に、ふうんという感じで見ている、その後、裁判官の皆さんから詳しい説明を補っていただいて、すっと入ってきたという印象はあります。

裁判員等経験者 4：冒頭陳述のときにメモをいただいたんですけども、その冒頭陳述メモがすごくわかりやすく、ぱっと見てわかりやすいメモだなという印象は受けたんですけども、冒頭陳述の際ですね、ちょっとメモを読み上げる形が多くて、目でぱっと通しているんですけども初めから順番に読んでくださっている印象があったんですよ。文章で、メモを見たら大体わかるので、もうちょっと簡単に要件だけをまとめて言っていただいてもよかったんじゃないかなという印象は受けました。メモを簡単に読み上げていただいた後で、例えば被害者の方はこんな形でけがをされましたとか、そういう写真とか映像というかそういうものを交えての説明をもうちょっと、そちらに力を入れられるほうがよかったのかなという感じは受けました。すごくメモがわかりやすく丁寧だったので、全部読み上げるんじゃなくて、ぱっぱと要件を言っていただくだけで十分わかるのになという感じを受けました。

司会者：今のは、もう少し冒頭陳述で簡単なものでもよかったんじゃないかと、
そういうようなお話ですかね。

裁判員等経験者 4：はい。メモに書いてあることを読み上げているような感じだったので、それもちょっとゆっくりとわかりやすく読み上げてくださっているんですけども、こちらとしては読んでいることを目で追うような形になっているので、それは要件だけぱっと言っていて、こういうところを重点的に説明していますという形で、あとはもうちょっと最後に、後から映像という形で被害者の方のけがの様子ですとか、ここからこういうふうに入って、こういう道具を使って強盗を進めましたというような映像のところをもうちょっと長く、具体的にしたほうがよかったのかなという感じで。

裁判員等経験者 5：4番さんがおっしゃったとおり、検察官や弁護人の冒頭陳述は、何の違和感もなくすんなりいったと思います。ただあのとき、私の記憶の範囲ですが、弁護人が少し長過ぎたので裁判官がもっと簡略化しなさいと言われていたような記憶があります。確かに長かった記憶があります。やはりもう少し簡略化してもいいのではないのかと思います。

裁判員等経験者 6：皆さんおっしゃっていたように、すごくメモ等もわかりやすく作っていただいていますして、私が担当した事件のときは検察官が作られた資料が、ものすごくわかりやすく作っていただいていたので、それを参考に事件に出てくる人たちの関係ですとか、あとは時間経過みたいなものを図や表も交えてわかりやすくまとめていただいたので、目で追いながら話を聞くことができて、すごくわかりやすかったなと思いました。

逆にちょっと、話がわかったのはわかったんですけども、弁護側の方の話がやっぱり少し長かったなと、メモ自体も検察側のものと比べると若干見にくかったといえますか、字でつらつら書いているだけのものだったので、そういう意味では検察側の方が作られた資料のほうがわかりやすいものだったなと思いました。

ただ、情報量が多過ぎるとか不十分だったとかは特になかったように思いま

す。

司会者：今、一通り御意見を伺いましたが、この点について何か検察官、弁護士から御質問はございますかね。

検察官：先ほど4番さんの方がメモを見たらすごくわかりやすかった、これを読めばわかるので全部読み上げる必要はないと思いますというお話がありましたよね。質問ですけど、じゃあ例えばその冒頭手続が終わって、多分15分とか20分休憩、その後でされたと思うんですけど、そのときにやっぱりもう一度配られた冒頭陳述のメモとかは読み返したんですかね。だからそのときに読んだらいいわという、そういう感想ですかね。

裁判員等経験者4：そうですね。ちょっと部屋に戻ってからも冒頭陳述メモに目を通すですとか、その次の日からの被告人からの聞き取りみたいな形の時も、その冒頭陳述メモを目で追いながらメモをつけたり、そういう形でしたので、すごくメモがわかりやすいからもういいかなという感じです。

検察官：そもそもの冒頭陳述のメモの内容が詳し過ぎるんじゃないですかねというような話もあったと思うんですけど、そういうわけではなくて、内容自体はあれでいい、ただ全部読む必要があるのか、それが疑問だと、こういうことですかね。

裁判員等経験者4：そうですね、本当にもう初めの、概要から関係から経緯まで書いてあることを読み上げているなという印象を受けたので、それだったらちょっと、ぱっと目を通して見られるのでいいんじゃないかなと思いました。

弁護士：皆さんにちょっと率直なところをお伺いしたいんですけども、冒頭陳述が終わった段階、まだ証拠等を見る前の段階で何か事件の見通しについて検察官が言っている方向なのかなとか、どっちかよくわからないかなとか、弁護人のほうが説得力があるかなとか、そういう印象はお持ちになったりしましたでしょうか。

裁判員等経験者5：私の場合は先入観はなかったと思います、あの当時。やはり両方の意見を聞いてからというのがありました。検察官から先に発言するの

で、レジュメですか、もらっていますけれども、そういう先入観はなくて、後の弁護人ですね、ちょっと苦しい弁護で、長くて、時系列にずっと述べているだけでした。しかし、そういう先入観はなく、ちゃんと受け止めていました。

裁判員等経験者 4：私の今回受けた事件が、実際に強盗に入った人ではなくて、上から指示をした人の刑を決めるような裁判だったんですけれども、検察官はその被告人が完全に悪くて、その人が下に指示を出して強盗に入ったというような考え方で、弁護人の意見が、被告人は上の人から指示をされて、その指示を受けたからその下の人に強盗させたというような考え方で、被告人の上がいるぞというような形だったんです。結局それが、最後までどっちがどうなんだというので、最後まで刑を決めるのにそこが本当に論点になったんですけれども、先に検察官の人があれやなとか、弁護人の意見のほうが、というような感じはなくて、検察官はこういう意見だな、弁護人はこういう意見だなという形で自然に入っていました。

裁判員等経験者 3：冒頭陳述を聞いた時点で、どちらがどうというような印象はなかったです。検察官が全体の事件の概要を述べていただいて、私の担当したものは量刑をどうするかがメインのところだったので、それについて弁護人からいただいたメモなんかは、こうだからこの量刑で、ここを見てほしい、ここを考えてほしいというポイントを全部書き上げていただいていたので、そこを見るんだなと思いつつ見ていました。ただ、多分裁判の中ではこのぐらいだったらこうだろうみたいな常識があるかとは思いますが、えっそうなのと思いつつながら、もっと重い罪にならないのとか、これはこういうふうにつまみ取るの、というように感じたのはありました。ただ、それが弁護人だからとか、検察官だからとか、そういうことではないです。

裁判員等経験者 2：冒頭陳述のときに、内容的には検察官が内容を詳しく時系列で説明されて、弁護人が基本的にはやったことは認めますというふうなことで、だけでもそのときの精神状態がちょっと普通ではなかったというふうな話をされましたので、やった事実について証拠はまだ見ていないんですけれども、

こういうふうな事件が起こったんだなというふうなことを否定はできないなと。事実としてこれはあるなと、第一印象は感じました。誰もやっていないというふうな、私はやっていないというような話ではなかったの、この事件は、検察官が言われていることは多分間違いないんだなというふうな第一印象を持ちました。

裁判員等経験者 1：被告人にも十分理解させてあげたいなという気がいたしました。なぜなら、やっぱりすごくしゅんとされていたので、あの方は十分理解できたのだろうかという気持ちがありました。やはり、これから罪を償うんですから、本人自身も自分のことがすっかりわかってからのほうがいいんじゃないかなと思いました。

裁判員等経験者 6：犯行そのものに争いはないというところで、量刑を決めていくという話だったんですけれども、その中でやはりその冒頭陳述を聞いた後でどっちの話がどうというわけではなかったのですが、やっぱり家族内の話なので動機の面ですとか、どうしても食い違っているところが多かったので、そういう意味では結論が出るのかなと思った覚えはあります。

司会者：証拠調べの内容に入ります。証拠調べの最初、証人尋問に入る前に、証拠書類の取り調べがあり、検察官から説明があったと思います。パワーポイントを使ったり、図面や写真を使ったり、事件によっては防犯ビデオの画像が流されたりしたと思います。また、関係者の供述調書の朗読があったと思います。これらの証拠書類の取調べについて、何かお気づきの点を、お伺いしたいと思います。分量が適切であったかとか、何かもっと工夫するような点はなかったのかとか、証拠の位置付けがよくわからなかったというようなことはなかったでしょうか。

裁判員等経験者 6：証拠書類の取調べについては、殺人をしたことについての証拠はすごく、十分だったなと思ってます。ただ、争点がどうしても量刑だったので、その証拠調べをした後で、供述調書は読まずに一括で取り下げみたいな形で流してしまったんですけれども、検察官が不必要だと思ったから取り下げ

られたと思うんですが、後から聞くと、その供述調書で言っていたことと、その裁判で、今話していたことが、食い違いがあることもあったりして、それはその裁判の場でしゃべるほうが優先なので、供述調書は必要ないという認識ですと説明は受けたんですが、もしかしたら供述調書のほうが、事件を起こしてからすぐの発言になるので、振り返ってみたときに何か量刑というか、動機とか、人間関係に関わるような事実というか思いみたいなものが、もしかしたらあったのかもしれないなというのがありました。今の制度ですとか、決まりだと、なかなか裁判員の側ですとか裁判官側の人間が供述調書を、取り下げたものを見せてほしいということは、なかなか難しいと思うんですけれども、何か参考になるようなことがあるのであれば、どんどん情報は出してもらえたらありがたいなと思ってます。

司会者：今のは、法廷で証言された証人の方の捜査段階の供述調書とか、あと被告人自身の供述調書とか、そういうものも、もし参考になるのであれば、取調べがあってもよかったんじゃないかと、そのようなお話ですかね。

裁判員等経験者 6：そうですね。そういうものがあれば、量刑を考えるときに、役に立ったのかなとは思ってます。どうしても、殺人をしたことに対する証拠が中心だったように感じたので、でもそれはある意味、争いがないところなので、判決を出す上で、証明というか、絶対提示をしなければならないと思うんですけれども、そこから先の話をするのが目的であれば、やはりそれに関連した供述調書も出してもらえれば、考え易かったかなとは思ってます。

裁判員等経験者 5：6番さんと同じ裁判だったので、大体内容は一緒ですけども、やはり6番さんが言ったとおり、その過程の話ですよ。やはり話の食い違いが両者激しかったり、被告人から、最後はどうしても自分が刑を受けたいみたいな発言が、裁判中に多く出たりしたので、やはり過程の話、最初の話からずっと聞いていて、本当はこの方は何を考えていたのかなという、我々は法律のプロではないので、そういう話を聞いて、考え直してみたかったなというのが、意見として私はあります。あと、ほとんどは6番さんと一緒です。

裁判員等経験者 4：証拠書類ですね。主に被害者の方のけがの具合の写真ですとか診断書とかが出されたのですが、被害者の方の話よりも、どっちかというところ強盗の内容ですとか、実際は誰が本当に悪いのかとかが重点的になって、結構、被害者の方はちょっと後回しになってるような印象を受けたので、そのときに写真で、こんなふうに本人はけがを負われたんだ、実際に被害に遭ったんだというのが、目で見て確認ができたので良かったなと思ってます。

裁判員等経験者 3：私の担当した事件が深夜に若い女性を襲ったという状況の事件だったので、被害者のけがの具合ですとか診断書とかいったものは写真で見せてもらったんです。被害現場の写真もあったのはあったんですが、あまりにもざっくりし過ぎてて、周りの状況がよくわからなかったとか、あと現場で被告人が被害者をしばらく車でつけてたというのもあったんですけども、それもどう動いたのかがわからなくて、恐らく供述はしたと思うんですね。ただ、それを地図とかで見せていただくとか、そういったことがなくて、その現場に行ったことのない人間にとっては、もう一つイメージがつかめなくて、同じ裁判員の中に、あそこはよく知ってるよという方がいて、いろいろ説明をしてくれたりしたんですけども、何となく量刑を決めるにしても、どれぐらいの距離をついて歩いたとか、どんな場所を選んだのかとか、そういったことでも、ちょっと悪質性を問えるんじゃないかなというのがあったので、地図みたいな、もう少し詳しいものがあったほうがよかったなと感じました。

裁判員等経験者 2：私の担当した事件は放火でした。一日目は冒頭陳述の後、写真が出てきました。火災が起こり、消された現場が残っているので、写真が多く出てきて、時系列順に評議する上で、これが写真です、これが写真ですと見て評議し、内容については、問題なく調べられたのかなとは思いました。一つだけですけども、ちょっと、当然ながら住宅というふうなところで、写真の角度というんですかね、ちょっと悪いところがあって、これは本当にこういうふうにあったのかなというふうなところが二、三点、ちょっと角度を変えた写真があれば、私としては完璧なのかなと思いました。

裁判員等経験者 1：2番さんと同じですけれど、病気であるということが、ものすごく感じましたので、そのことがいろいろ書いてあったと思うんですけれど、やはり年齢的な病気か、もとの精神的な何かをお持ちだったのか、そういうところ、もうちょっとアピールされればという感じはいたしました。

司会者：こういう証拠書類は主に検察官から請求されている証拠だと思います。検察庁でも非常に、いろいろな工夫をしておられるんですけれども、何か検察官から御質問はございますかね。

検察官：皆さんの意見を聞かせていただいて、いろいろと私らも考えるところがありました。それで、ちょっと皆さんにもお聞きしたいんですけれども、先ほど4番さんが、被害者のけがの状況とかは、写真を見てどういう状況かよくわかったというようなお話をされてましたね。5番さん、6番さんがなされた事件は殺人事件ということで、多分、亡くなった人の状況、どういう状況で亡くなったかというような写真とかはなかったと思うんですけれども、これはあまりにも衝撃的な写真を裁判員の人が見ると、裁判員がそれに流されて、正常な判断ができなくなるおそれがあるからということで、我々はあえて、なかなか写真を出すことができない状態ですけど、やはり遺体の写真とか見ると、それに流されて感情的になって、正常な判断ができないおそれがあると皆さん、お考えなのか、そこら辺ちょっと、私は聞きたいですけれども。

裁判員等経験者 6：個人的には、私が担当した事件だったら、本人の希望を聞いた上ででもいいので、見せていただいたほうがよかったのかなと思ってます。量刑を決める上で、犯行、動機の卑劣さですとか、殺意の強さが論点に挙げられていたので、そういう意味ではちょっと確認してもよかったのかなとは思ってますし、あとは、それがそんなに見たショックで影響するとは、あまり考えられないかなと個人的には思います。

裁判員等経験者 5：やはり写真を見ると、その瞬間的には犯人に対する憎悪は増すかもしれませんけれども、やはり時間がたてば冷静な判断ができると思います。やはり6番さんが言ったように、本人の希望があると思いますけど、見て

も大丈夫な場合は見せて、私どもの裁判のときは、死んだ後に顔に確かタオルをかけたという記憶があります。被告人は犬に見られたらかわいそうだと行ったような、私の記憶があるんですけれども、本当にそうなのかどうか、その面に関して写真を見て、本当に彼はそれを言ったのかが、写真を見てわかるかどうかかわからないですが、わかるかもしれないので、見せていただければと思います。

裁判員等経験者 4：私が担当した事件は強盗致傷で、写真は本当にけがの具合ぐらいなので、わっとなるときはなかったんですけれども、殺人、亡くなられたという事件を受けたときは、多分ちょっと、余り全体像みたいなものではなくて、傷口の一部とか、そういう形で、ちょっと見て、気持ちや体調が悪くならない程度ならいいのではないかなと思いますけれども、やはりそういう写真を見せるときは、ちょっと見られたい方は、御不安な方はという形で分けてされるなら問題はないのではないかなと思います。

裁判員等経験者 3：恐らく写真を見ることで判断がぶれるとか、そういうことにはあまり影響しないのかなとは思いますが。ただ、その写真を出してくることが、判断の上で必要だと検察官が判断されて出してくるのであって、もちろんそれを、皆さんおっしゃるとおり、どうしても無理という人もあるかもしれないので、そこはちょっと配慮が必要かと思えますけれども、これはどうしても必要だと判断された場合は出してもいいのかなと感じます。

裁判員等経験者 2：やはり裁判員の人もそれなりにと言うんですかね、やはり腹をくくって一生懸命に判断をしようという意思を持って来られてると思うんです。私もその裁判員の一人として、そういうふうな覚悟を持って来たというふうなことがあるんです。本当にその証拠というんですかね、私もそういうふうな事件じゃなかったの、そういうふうな写真を見てとか、証拠書類を見てどうこうとかいうことは、今回なかったんですけども、やはりそういうふうな普段見ないようなものを見てしまうようなことになると、心の動きは、やはり人間なのでゼロではないと思うんです。ですから、やはり一定の配慮という、

今言われたように、こういうふうな写真がありますけれどもどうですか、見ますかというふうなところを聞いて、それで見ますという方について見せるような形にしていったらどうかと、そういうふうには思います。

裁判員等経験者 1：私も写真は見たことがないのでわかりませんが、やはり見ると動揺するだろうと思います。それでも必要なものは、写真として出していただいて正当な判断をしなければいけないと思います。

司会者：最後に証人尋問とか、被告人質問、今回のそれぞれ担当された事件で行われた証人尋問ですけれども、証人の選定とかに、特に問題はなかったでしょうか。例えば、なぜこの証人が必要なのか疑問に感じたとか、逆に、もっとほかにも証人から話を聞いたかったということはなかったでしょうか。

それからあと、例えば質問が何か非常に、ちょっとだらだら長過ぎたとか、ちょっと質問の意図がわからなかったとか、そういうようなことはなかったでしょうか。

裁判員等経験者 4：証人尋問で選ばれた方には、特に問題なかったと思います。私がした裁判の分だと、やはり強盗を実行された方と、あと被告人の親族の方が来られてたんですけれども、ちょっといろいろそういった被告人の方の生い立ちですとか、実際に強盗をしてしまった方の話とか、そういうことが聞けたのは良かったと思います。検察官と弁護士と、やはり言い合いじゃないですけど、こうじゃないんですかみたいな感じで、何かちょっと熱が上がるころとかがあって、それはちょっと見てて、すごく真剣にされてるんだなという印象を受けました。

裁判員等経験者 3：深夜、目撃者も全くないところでの、被告人と被害者だけの犯行現場になるので、証人は基本ないんです。ただ、今回出てこられたのは、被告人の奥さんが出て来られまして、たまたま妊娠中ということで、自分の夫に対してとか、被害者に対して、どんな思いを持っているのかなというのは、奥さんの口からも、かなり聞きたいなというのもあったんですけども、最終的には、これからも夫を支えていきますという形のお話でした。もうちょっと突

っ込んで聞きたかったなみたいなのがあったんですけども、その証人を選ぶことというのか、この方で問題があったということは全くないと思います。

あと被告人に対する質問も、もう認めてますし、あとは量刑だけというような裁判だったんですけど、もうちょっと最後までなぜやったのかがわからないまま、本人もわかってなかったのもうちょっと裁判の中で突っ込んでよかったのかな、聞いてほしかったなみたいなのがあります。

司会者：2番さん、1番さん、たしか精神科のお医者さんの証言とかあったかと思うんですね。あの証言は、いかがでしたか。結構、専門用語とかがあったかと思いますがけれども、わかりやすい証人尋問になっていましたかね。

裁判員等経験者2：お医者さんの話は正直、あやふやでした。俗に言う、右でも左でもとれるような感じですね。それが量刑をどうするのかで、困った原因の1つになったと思うんですね。先生自身も、程度の問題があると思うんですね。全く判断能力がなかったでもない、けども全く正常でもないというふうな、あやふやな、だからその真ん中ぐらいのかなと判断をせざるを得ないのかなと。先生にとっても本当にゼロでもないし、100でもないしと、正常でもないし、全くでもない、だからその真ん中辺りというふうな話をされたので、そこはちょっと言われるようにどこなのか、それが正当なのかなと、少しは判断能力があったのじゃないかなというような結論にせざるを得ないのかなというふうなことにはなりました。

それと、これも私は初めてで、程度の問題もあると思うんですけども、検察官の証人尋問とか質問の口調というんですかね、すごく荒かったというか、何かすごく厳しいという言い方が、それが正しいのかどうかあれですけども、被告人の方も、罪を認めて別に争う姿勢も見せてないにもかかわらず、そこまで問い詰めて、問い詰め方が、ちょっと我々には、口調がきついうだったんで、それが普通だったら、それはそれでいいですけども、私も初めてだったので、ちょっとそういうふうな印象を感じました。

裁判員等経験者1：お医者さんの選択は、どちら側からされたのかちょっとわか

りませんが、やはり非常に大事なことではないかと、少し痴呆があったというか、そういうところも見受けられましたので、そういうときの裁判の仕方をちょっと知りたいなと思いました。

司会者：最後に皆さんから一言ずつ、これからの裁判員となられる方へ、メッセージをお願いしたいと思います。

裁判員等経験者 6：正直、裁判官の方ですとか、あとはその裁判所の方が全面的にサポートしてくださいますので、その点に関しては、何も心配なく参加していただけるんじゃないのかなとは思っています。また、私個人の感想ですけども、やはり選任手続から判決が出るまでの経験の中で、裁判ですとか、裁判所みたいなものにも、ある程度、興味が出てくるようになりまして、本当に暇なときに、本当にたまにですけど、判例のページをちょっと眺めてみるですとか、こんなこともあるんやなぐらいの興味の持ち方ですけども、そういった意味で、ちょっとだけ、その世界が広がったかなとは思ってます。安心して、あとは積極性を持って参加していただければなと思っています。

裁判員等経験者 5：これから裁判員になる方は、多分選ばれたというのは、すごく悪いんですが、マイナ斯的なイメージが大きいと思うんですよ。皆さん、怖いというんですか、えらいもん選ばれてしまったという、私の周りの人も全員そういう、良かったねという反応は一つもなかったもので、えらいことやね、仕事ができないね、写真を見せられてストレスがたまるよと、ただ皆さん、表面上知ったかのような意見ばかりですので、私、いろいろな職場で、内容は言わないですけど、大丈夫だよ、みんな優しいよ、教えてくれるよと言います。ですからやはり皆さん、怖がらずに参加してみたら、意外という言い方、すごく軽いですが、本当は大丈夫で、本当は勉強する場所ですので、みんな参加して、私も子供に教えている以上、子供たちにも言うんですが、全然違うよ、中には弁護士さんになりたいという子が何人もいるので、こういうところだったと。守秘義務があるので内容は言えないけれども、裁判官の人も意外と優しい方で、僕がちょっと二人きりで質問したときも、そうですよ、こういうこと

でこうだと説明してくれたので、恥ずかしがらずに、そういう面ではばかにされたりしませんので。ですから皆さん、怖がらずにどんどん参加してみたらいいと思いますので、最初は慣れないので怖いと思いますけども、どんどん発言されたらいいと思います。

裁判員等経験者 4：私は本当にこの裁判員に選ばれて良かったなというのが、一番です。正直に、初めちょっと候補者名簿に載ったでというお手紙が来たときは、げってというのが正直な印象でした。まさか当たらないだろうなと思ってたら、まさか当たってしまった、どうしようというのが、ちょっとそういったのが第一印象だったんです。5番の方がおっしゃってたように、ちょっと職場に言ったりすると、数人の方は、こんな経験はめったにないよ、うらやましいよ、頑張っってねと言ってくれる人もいるんですけど、私もそうでしたけど、実際そういう写真を見せられて、ちょっとストレスになったという話も聞いたこともあるので、何かマイナスで、ちょっとどうしようかなというのがあったんですけれども、実際に経験してみると、全く難しいこともないですし、裁判官の方も、ちょっとわからないことは質問して、具体的に教えてくださるような環境でしたので、私はもし周りに、候補者で手紙が届いたってという方がいると、すごくおもしろいという言い方、刑を決めるのに不謹慎な言い方ではあるんですけども、すごく自分のためになるよとは、当たるといいねと言ってあげたいなと思います。だから、手紙がもし届いたとしたら、候補者に選ばれたという初めの手紙が届いたとしても、めったにできないことだ、ラッキーだと思うほうがいいよというふうな感じです。

裁判員等経験者 3：皆さんおっしゃるのように、最初に候補者名簿に名前が載ったよという連絡の手紙が来たときには、ふうんぐらいだったんですけども、いざ選任手続に来てくださいという手紙が届いたときには皆さん、まさかなとおっしゃってるんですけども、私はなぜか、行くなと思ってたんです。当たるなと。別に怖いとか嫌だとかいうことではなくて、単純に当たるなと思ってて、やはり当たったみたいなの、そんな感じで臨んだんです。実際に評議の場で

は、本当にささいなことも全部意見を拾ってくださいましたし、それにわからないことはちゃんと答えてくださった。あと、休憩時間なんかは、緊張と緩和じゃないですけども、雑談とかにも応じてくださって、リラックスすることもできましたし、あと、裁判員裁判が終わってから、新聞なんか見るときに、やはり裁判員裁判のそういう記事をちょっと注目して拾って見るような癖もつきました。その中でこの裁判長さん、この間のときみたいな、そんな経験もありましたし、自分でやりたいと言ってなれるものではないですが、もし当たったならば、変な理由をつけて断るとか考えずに、最初は流されるような感じであるかもしれないですけども、ぜひやっていただきたいなど、この経験は決して無駄にはならないと思います。

裁判員等経験者 2：私は、選任手続で当たったときにはまさかと思いましたけれども、勉強のつもりで参加しました。皆さん言われてるように、本当に知らないことばかりで、知らないことをこの歳になって教えてもらったということで、本当に大変いい勉強になりました。本当に3番の方が言われてるとおりで、私も新聞を見てとか、ネットニュースを見て、こうこうこういう事件で、どこどこ裁判所の裁判員裁判でっていうのは必ず載るんですよ。裁判員裁判って記事が必ず載って、これも裁判員裁判をしてるんや、こういう事件も裁判員裁判になってるんやと思うことが、ゼロではなくて、どういうふうな評議をして、どういうふうな結論を出しているのかを、ちょっと頭の中で駆けめぐらすようなことがあったり、裁判所の写真を見ると、こういうところだったなとかいうふうなところで、今までは全くだったんですけども、やはり写真を見ても関心が出るというか、そういうふうなところで、本当に勉強するつもりで行ったら、別に何の知識もなくとも、全部教えてもらえるんで、安心して参加したらいいんじゃないかと思いました。

裁判員等経験者 1：私はちょっと裁判所に興味があったので、出たんですけど、婦人会とかいろいろなサークルの集まりのところで、裁判員制度を御存じない方が非常に多いんですね。たまたま、私はこういう役をいただいたため

に、時々しゃべるんですけど、もうちょっとPR、裁判員制度があることを皆さんに知っていただく必要があるんじゃないかなと思っております。

司会者：どうも、ありがとうございました。

それでは、本日、司法記者の方も傍聴しておられますので、司法記者の方からの御質問をお願いいたします。

記者：代表して質問を幾つかさせていただきます。

まず一つ目ですけれども、裁判員制度は司法をより身近にみんなに感じてもらって、信頼を高めることも趣旨の一つにあると思うんですけども、今回裁判員裁判を御経験されてみて、司法の世界のイメージは変わりましたでしょうか。

裁判員等経験者 5：司法試験、同期でようけ受けたので、受けてる人間に、中には何人もそういう関係に進んだ人もいますので。ただ、裁判所がどういうところかは、やはり彼らも守秘義務があって何も話さないの、やはり飲みに行っても、そういう話はなるべくしないように、僕も仕事の話をしてしないようにしてるのであれですけど、やはり来たらちょっと見方が変わった、もっと砕けてる、砕けてるという言い方が適切ではないかもしれませんが、何て言うんですかね、もっと本当に、もっと親しみが湧くというんですか、そういう感じだったと思います。裁判員裁判は我々の意見も聞いてくれるという意味では、かなりの進歩が見られたと思いますが、ただ、やはり1番さんが言ったとおり、裁判員制度を知らない方のほうが多いです。だからやはり怖いというイメージがあるので、もう少しアピールという言い方でいいでしょうか、こういうことをやっているんだよ、だから怖くない、あとストレスがあっても、あとアフターケアがあります。私もパンフレットらしきものをもらった記憶があるので。ですからこういうアフターフォローもあるんだよということで、アピールしてあげれば、もっと親しみが湧く、もっとわかりやすい。そして私がもう一つ提案したいのは、やはり裁判員裁判は最初、かなりの緊張感があるので、ほぐしてあげる時間をもう少しあげる、あげるという言い方は変ですけども、こういっ

たことをしますという期間が欲しいなと思います。ですから記者の方からの質問でいうと、結論は親しみが出たという意見です。

裁判員等経験者 4：司法についてとは具体的にどういうふうなことなのかと。私はいまいち、司法というだけだとはっきりとわからないのでちょっと、どうとも言えないですけども。司法というのが、済みません、私も余り詳しくないので、例えばどういうことについての見方が変わったという質問なのか、ちょっと聞いてもいいですか。

記者：刑事裁判そのものでも結構ですし、ざっくりとその、裁判所そのものでも結構ですし、裁判そのものでも結構です。

裁判員等経験者 4：裁判そのものは、やはりちょっと初めは難しそうだなというイメージがあったんですけども、実際にやってみると、専門用語とかもあると思うんですけども、専門用語をちょっとかみ砕いて説明いただければ、非常にわかりやすいなという印象を受けたので、ちょっと考え方がやはり変わったなと、いいほうに変わったなと感じます。

裁判員等経験者 3：大きなイメージの変化は余り感じてなくて、というのは、実際、裁判に関わったことはないですけども、もともと、そんなにかけ離れたというか、堅苦しいとか、立ち寄りがたいというか、そういったイメージ、そこまで持っていなかったの、ここまで柔らかいのかなとか、なるほどなみたいな感じの印象は受けましたので、特に大きな変化は感じてないです。ただやはり、身近であろうとする、皆さんの裁判所の姿勢といいますか、一般人を引き込もうとされているような、その雰囲気はとても感じました。

裁判員等経験者 2：基本的に裁判所というところは、私のイメージですけども、何ていうか、普通であれば用事がない施設だと、何かやはり罪を犯してしまったり、何か争いごとがあるときに、それを決定するというか、方向性をつけるような施設だと思ってたので、裁判所であったり、警察であったり、皆さん一般人のイメージとしたら、怖いというイメージがすごくあると思うんですね。何か裁かれるとか、捕まえられるとか、何かそういうふうなイメージがすごく

あってですね、できるならば、近寄りたくないというのが、一般人の正直な印象だと思うんですね。ですから裁判員裁判にしても、どうしても、何かこう近寄ったら何かあるん違うかなというイメージがあって、何とかできる限りやりたくないなというイメージなのかなという思いはあるかと思うんですね、何も知らない人は。けども、今回こういうことに参加させてもらって、その裁判官の方が、本当に丁寧に説明していただいて、裁判所の方ですね、事務の方も含めて、とてもいい対応ですかね、いただきまして、ちょっと私は裁判所のイメージが変わったと、ちょっと開かれたというか、こういうふうに裁判員の方が、ちょっと入りやすくなったという、高い敷居がちょっと低くなったのかというイメージは受けました。

裁判員等経験者 1：2番さんと同じですけど、やはりちょっと聞きたいんですけど。小さい子供さんと言ったらいかんのですけども、中学、高校の方たち、どのくらいからが、裁判員のこの制度を熟知してらっしゃるんでしょうか。

裁判官：裁判を傍聴しに来る中学生であるとか、小学生も含めて、学生も確実に増えてるなと思うところなので、そういう意味では裁判とか、裁判員裁判についても、少しずつですけど、広められていると言うんですか、教えていただいているんじゃないかなとは思いますが。ちょっとはっきりしたことはお答えできませんけど。

裁判員等経験者 1：やはりそういうことは、知らせておかないと、自分たちが悪いことをしたらいかんのですけれど、そのときの足かせ手かせになるんじゃないかと思えます。だから、やはり小学生でも中学でも高校でも、やはり裁判所ということを、しっかり教えてあげたらいいんじゃないかなと思えます。

裁判員等経験者 6：さっきの、最後のこれから裁判員をされる方へのメッセージでも述べたんですけども、やはり裁判員としての仕事を一通りやったことで、司法ですとか、裁判員裁判への親しみといいですか、理解はもちろん深まってると思えます。あとは、個人的にちょっと思い出したのが、例えばドラマ

を、そう言えばよく見てて、その世界に来てたんだなど、今さら思い出しまして、より身近に感じたなどは考えてます。

記者：先ほど、それぞれ御経験の中で、いろいろ御指摘も既にお聞かせいただいたので、もし改めて、ほかの方の御意見もお聞きした上で、もしあれば結構ですけれども、裁判員裁判のこの制度が始まって8年になって、どういうふうな課題があるかが、もし今、改めてあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

司会者：先ほど例えば裁判所はもっと広報活動をしっかりやれよというような御意見、これは結構皆さんからございましたかね。それ以外に、例えばもっとこういう課題があるんじゃないか、もっとこういう点、考えてほしいよというところ、何か御意見あればお伺いしたいかと思えますけど、いかがですか。

裁判員等経験者 5：裁判員制度ですが、私は1回選ばれたんですけども、例えばもうこれで選ばれない方もおられると思うんですが、2回、3回、どういうふうに選ばれるのかという疑問点と、あと、そういうデータも見せてもらったことがないので私はわかりませんが、例えば複数回数、選ばれてしまうと、反対に、いろいろな意見を聞きたいためにこの裁判員制度が始まったにもかかわらず、プロフェッショナル化という言い方は変かもしれませんけども、プロの方がおられて大変失礼ですが、そういった意見に固まってしまう危険性はないのかなというのがあるので、そういった疑問点を私は提起したいと思います。

裁判官：確かに一度選ばれたら、もう二度と選ばれないという話ではないということはあると思います。プロフェッショナル化というところは実際どうなるかは、正直、これまで経験したことのない話ですから、どうなっていくのかなというのはあると思うんですが、少なくとも事件はそれぞれ個性があって、いろいろな違いがあるものですから、恐らく何度も選ばれたからといって、その人の意見がまた参考にもならないというか、ある意味、裁判官寄りになってしまっただけというようなことは恐らくないだろうと、個人的には思います。それは、やはりバックグラウンドが全然違うわけですから、やはりその人のその経験に

根差した意見は、いつまで経っても多分それは貴重な意見だと思いますので、個人的にはそういう心配はないのかなと思っています。ただ、何分遭遇したことのない事柄なので、私の個人的な感想ということですが。

裁判員等経験者 4：裁判員になるとか、その以前の候補者とか、そういうところでのちょっと気になる点ですけども。辞退される方もいらっしゃると思うんですけど、その辞退の基準が、ちょっとどれくらいなのか、私もわかりませんけども、そこで辞退を出されてる方はともかく、結局手紙も送らず、当日に来られなかった方も多分中にはいらっしゃると思うんですよ。今の状態だと半強制的な印象を受けてしまうんです、裁判員裁判が。絶対に行かねばならないぞ、本当に相当な理由がない限りはだめですよみたいな感じの印象を受けてしまうんです。それがちょっと、やはり私もそうでしたし、周りの人から見ると、ちょっとマイナスに感じる点でもあるんじゃないかなとは思っています。だから辞退されるのに、もうちょっと辞退を緩めるといえるか、そういう言い方はおかしいですけども、もしかしたら候補者名簿に選ばれた人の中では、相当ちょっと自分の中では、これは辞退したい理由があると言って、辞退を選んで送っても、結局辞退は認められませんでしたという可能性もあると思うんです。だから何て言ったらいいですかね、ちょっと中には本当にその裁判員を実際に体験してみたいという方もいらっしゃると思うんですけども、本当にマイナスに思って、ちょっと辞退されたい方も多いたと思うんです。だからそういうところで、そういう何か、辞退のその具合も私ははっきりとわかりません。そういうものをもうちょっとわかりやすくしてもらえたらいいんじゃないかなと思いました。

司会者：どういう場合に裁判員候補者を辞退できるのかは、一応法律で決まっております、裁判所はそれで判断しております。ただ、例えば希望される方だけに裁判員を担当していただくことになると、やはり裁判員制度は、幅広くいろいろな体験を持った方に裁判へ参加していただくことも必要というところがあるかと思うんです。やはりその辺りのいろいろな辞退理由等もあること

を御理解いただきたいなと思います。

裁判員等経験者 6：裁判員裁判を通じてちょっと感じていたのが、裁判員裁判が、未経験者が、一般人が参加するだけあってかなり守られている仕組みだと思ふんですけれども、同時に、守られてるだけに何というか、参加者の発言も、ある程度今までの判例ですとか、あとは評決のときも、裁判官の方にある程度アドバンテージがある中で、かなりいろいろな制限がある制度だと思つてまして、これから、まだ8年目ということなので、これからより一般市民の方の理解が広まっていったときに、裁判員というところから、またアメリカの陪審員みたいのところまで、裁量をふやしていくような議論をしていってもいいのかなと、どうなるかわからないですけど、というふうにはちょっと感じました。

裁判員等経験者 3：書面の朗読のときに検察官から求刑されるんですけども、その後、評議の場でこれぐらいのことをするとこのぐらいの幅の量刑ですよ、執行猶予が付く場合はこんなのですとか説明を受けたんですけども、それじゃないとだめみたいな思い込みで話し合いをすることに傾かないかなとか、そんな裁判官はいないですけども、最終的にそこへ持っていかれるような話し合いにならないかなという、話し合いの中でのリーダーシップ的な感じで誘導されることはないのかなと、自分たちがやったときは、それはないと信じているんですけども、そんな感じのイメージを私の周りの人間も何人か持っている人がいたので、それも課題の一つかなとちょっと感じたところです。

裁判員等経験者 2：先ほどの3番さんの意見は、私も同じく何か落としどころをつけるような形ですね、正直に言いますと。こういうふうな今までの判例はこうこう、こうですというふうなところで。我々の場合だったら、減刑がある場合はこう、減刑がない場合はこうです、と今までの過去何年間の実績がこうこう、こうですというふうなところで。私も刑の公平性という面においては、ありだと思ふんですよね。だからそれを全部否定するわけではないですけども、先ほど言われたように落としどころをこう、時間内に落としどころをつけてい

かないとあかんというふうなところが、ちょっと誘導されているところもなきにしもあらずだなと感じました。その前に自分がもし裁判長だったらどういうふうな判決をしますかというふうな意見をとった後なので、それはそれで皆さん、同じような意見だったので、それはそれでいいのかなというふうなことも感じました。

それと、裁判員制度というものの理解が、やはり一番だと思うので、とにかくいろいろなところに広報活動、我々、会社員とか、そういうふうなところで、休みがちゃんと、きっちり取れるか、安心して裁判員裁判に参加できるか、というふうなところの、先ほど言われたように小学校とか中学校とか、そういうふうな若年層への理解、裁判員とはこういうものですよとか、それからそういうふうな裁判所に見学であったり、そういうふうな本当に地道かもしれないですけども、広報活動をすることによって、もっと身近になるというんですかね、身近になって裁判員に当たっても、別に行くよというふうなところ、今ネットニュースなんて正しいかどうかわからないですけど、やはり辞退する方の比率がすごく高いというふうなことがニュースにはうたわれているので、私はそれが正しいか正しくないかはわからないですけども、そういうふうなことも含めて、やはりそういうようなこと、参加しやすいような、私、具体的に何か言えませんが、そういうふうなことをすれば、もっともっと身近に参加できるような制度なのかなとは思っています。

記者：本日参加されている検察官と弁護士の方と裁判官の方に、質問ですけれども、今日の意見交換会で出た、いろいろな意見があったと思うんですけれども、これから司法の場でどんなふうに活かしていきたいなと感じられたか、ちょっと逐一フィードバックみたいなことを言っていただいているんですけど、改めてそれぞれに伺いたいと思います。

検察官：今日皆さんの意見を聞きまして、冒頭陳述のやり方とか、そういうものは非常に参考になりましたので、今後どの程度実際に活かしていけるかは、これから検討する必要があるとは思いますが、皆さんの意見を参考にし

て、よりよい裁判員裁判をやっていききたいなと思っております。

弁護士：私も弁護士会を代表できるような立場にあるわけではないですけども、今回お越しいただいた皆さんが担当された事件については、おおむね弁護側の活動として大きな問題があったような事案はなさそうだなというところはある程度感じられたかなと思いますが、基本的には弁護士会としても底上げの、ブラッシュアップの部分に力を入れていくという方向では考えているところかと思っておりますので、引き続き全体の底上げの方向で、弁護士会としても動いていく必要があるのかなとは思っているところです。

裁判官：皆さん、ありがとうございます。皆さんの意見をお聞きして、裁判員裁判について非常に前向きで、心強いお言葉をいただいたなと思っておりまして、その点はとても安心したというか、良かったなと思っています。ただ反面、先ほど2番さんがおっしゃったように、辞退率が上昇してるとか出頭率が低下してるとか、そこは非常に課題だなと思っているところでもありますし、皆さんからPRが足りないという厳しい意見もいただきましたし、その辺りは、きちんと考えていかねばならないなと思っています。裁判員裁判は本当にいい制度だなと私、思って裁判に携わっているんですが、いろいろな人に参加していただける、そういうもっといい制度にしていきたいなと思った次第でございます。

司会者：時間も参りましたので、本日の意見交換会をこれで終了させていただきます。

本当に貴重な御意見、ありがとうございます。

以 上